

広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年八月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十九号

広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則

(広島県税規則の一部改正)

第一条 広島県税規則(昭和二十九年広島県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。
附則第四条の次に次の二条を加える。

(東日本大震災による被災自動車の代替自動車等の取得に係る自動車取得税の還付の手続)
(続)

第五条 条例附則第十四条の五第三項に規定する申請書の様式は、附則別記様式第十一号のとおりとする。

2 知事は、前項の規定による申請書を受理した場合は、その処分を決定し、附則別記様式第十二号による自動車取得税還付(を還付をしない旨の)通知書によつて、これを通知するものとする。

(東日本大震災による被災自動車の代替自動車等に係る自動車税の還付の手続)

第六条 条例附則第十八条の二第三項に規定する申請書の様式は、附則別記様式第十三号のとおりとする。

2 知事は、前項の規定による申請書を受理した場合は、その処分を決定し、附則別記様式第十四号による自動車税還付(を還付をしない旨の)通知書によつて、これを通知するものとする。

附則別記様式第十号の次に次の四様式を加える。

様式第11号(附則第5条関係)

広島県知事様

平成 年 月 日

住所
(所在地)

氏名
〔名称及び
代表者の氏名〕

印

受付印

自動車取得税還付申請書

次の自動車取得税に係る徴収金について、広島県税条例附則第14条の5第2項の規定による還付を申請します。

登録番号又は 車両番号	取得年月日	平成 年 月 日				
納付年月日	平成 年 月 日					
納付した徴 収金の金額	税額 円	延滞金額 円	過少申告 金額 円	不申告 金額 円	重加算金額 円	計 円
対象区域内用途廃止等自動車			登録番号又は車両番号			
			抹消登録した日			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第12号 (附則第5条関係)

第 号
平成 年 月 日

納税義務者
住所(所在地)
氏名(名称)

様

広島県知事

自動車取得税 還付 通知書
を還付しない旨の

平成 年 月 日付けで申請のあった自動車取得税に係る徴収金について

は、広島県税条例附則第14条の5第2項の規定により還付します。
の規定により還付しません。

登録番号又は 車両番号	取得年月日		平成 年 月 日			
還付する徴 収金の金額	税 額	延滞金額	過少申告 加算金額	不申告 加算金額	重加算金額	計
	円	円	円	円	円	円
還付できな い場合はそ の理由						

(注) この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することはできませんが、決定を経た後は、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①異議申立てをした日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、決定を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とし、広島県税事務取扱規則附則別記様式第1号と複写式に印刷する。

様式第13号 (附則第6条関係)

広島県知事様

平成 年 月 日

住所
(所在地)

氏名
〔名称及び
代表者の氏名〕

印

受付印

自動車税還付申請書

次の自動車税に係る徴収金について、広島県税条例附則第18条の2第2項の規定による還付を申請します。

登録番号又は 車両番号	取得年月日	平成 年 月 日				
納付年月日	平成 年 月 日					
納付した徴 収金の金額	税額 円	延滞金額 円	過少申告 金額 円	不申告 金額 円	重加算金額 円	計 円
	対象区域内用途廃止等自動車					
登録番号又は車両番号				抹消登録した日		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第14号 (附則第6条関係)

第 平成 年 月 日 号

納税義務者
住所(所在地)
氏名(名称)

様

広島県知事

自動車税 還付 通知書
を還付しない旨の

平成 年 月 日付けで申請のあった自動車税に係る徴収金について

は、広島県税条例附則第18条の2第2項の規定により還付しません。
の規定により還付しません。
の規定に該当しないので還付できません。

登録番号又は 車両番号	取得年月日		平成 年 月 日			
還付する徴 収金の金額	税 額	延滞金額	過少申告 加算金額	不申告 加算金額	重加算金額	計
	円	円	円	円	円	円
還付できな い場合はそ の理由						

(注) この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することはできませんが、決定を経た後は、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①異議申立てをした日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、決定を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とし、広島県税事務取扱規則附則別記様式第2号と複写式に印刷する。

(広島県事務取扱規則の一部改正)

第二条 広島県税事務取扱規則(昭和三十五年広島県規則第九十二号)の一部を次のように改正する。

附則第一項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第二項に見出しとして「(広島県税賦課徴収事務取扱規程の廃止)」を付する。

附則第三項に見出しとして「(旧様式による用紙に関する経過措置)」を付する。

附則に次の一項を加える。

(東日本大震災による被災自動車の代替自動車等の取得に係る自動車取得税又は自動車税の還付の手続)

4 総務局税務課長は、県税規則附則第五条第二項の規定によつて通知をしようとする

ときは附則別記様式第一号の決議書によつて、同規則附則第六条第二項の規定によつて通知をしようとするときは附則別記様式第二号の決議書によつて決議しなければならない。

(附則別記)

様式第1号(附則第4項関係)

自動車取得税 還付しない旨の 付 決議書

決裁者		通知番号	第	号
		通知年月日	平成	年 月 日
住所(所在地)		起案年月日	担当者	印の 公押印承認
氏名(名称)		・	・	
決裁日	付印	施行日	付印	
・				

平成 年 月 日付けで申請のあつた自動車取得税に係る徴収金については、
広島県税条例附則第14条の5第2項の規定により還付する。
の規定に該当しないので還付しない。

登録車両番号	又号	取得年月日	平成	年 月 日		
還付する徴収金の金額	税額 円	延滞金額 円	過少申告金額 円	不申告金額 円	重加算金額 円	計 円
還付しない場合はその理由						

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とし、県税規則附則別記様式第12号と複写式に印刷する。

様式第2号(附則第4項関係)

自動車税 還付しない旨の 付 決議書

決裁者		通知番号	第	号
		通知年月日	平成	年 月 日
住所(所在地)		起案年月日	担当者	公印承認の 押印
氏名(名称)		・	・	
決 裁 日 付 印		施 行 日 付 印		
・ ・ ・ ・ ・				
平成 年 月 日付けで申請のあつた自動車税に係る徴収金については、 広島県税条例附則第18条の2第2項の規定により還付する。 の規定に該当しないので還付しない。				
登録車両番号	又号	取得年月日	平成	年 月 日
還付する徴収金の金額	税 額	延滞金額	過少申告金額	不申告金額
	円	円	円	円
還付しない場合はその理由	重加算金額	計		
	円	円		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とし、県税規則附則別記様式第14号と複写式に印刷する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。